

○豊橋市地域福祉センター条例施行規則

平成7年10月3日

規則第53号

改正 平成10年2月12日規則第3号

平成17年6月16日規則第61号

平成19年3月30日規則第26号

平成20年6月19日規則第70号

平成22年11月30日規則第69号

平成30年3月28日規則第31号

豊橋市地域福祉センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊橋市地域福祉センター条例（平成7年豊橋市条例第13号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成17年規則61号・30年31号〕）

(開館時間)

第2条 豊橋市地域福祉センター（以下「地域福祉センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

（一部改正〔平成17年規則61号・20年70号・30年31号〕）

(休館日)

第3条 地域福祉センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

（一部改正〔平成10年規則3号・17年61号・19年26号〕）

(使用の承認申請手続)

第4条 条例第4条第1項の規定により、地域福祉センターの使用の承認を受けようとする者は、使用期日前5日までに使用承認申請書（様式第1）を指定管理者に提

出しなければならない。ただし、指定管理者が市長の定める特別の事由に該当すると認めるときは、この限りでない。

(一部改正〔平成17年規則61号・30年31号〕)

(使用承認書の交付等)

第5条 指定管理者は、前条の規定による申請を承認したときは、使用承認書(様式第2)を申請者に交付する。

2 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、地域福祉センターを使用するときは、使用承認書を指定管理者に提示して、その指示を受けなければならない。

(一部改正〔平成17年規則61号〕)

(使用料の減免申請手続)

第6条 条例第4条第2項ただし書の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第3)を市長に提出しなければならない。

(追加〔平成30年規則31号〕)

(使用承認の取消手続)

第7条 使用者は、使用の承認の取消しを受けようとするときは、使用承認取消願(様式第4)に使用承認書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(一部改正〔平成17年規則61号・30年31号〕)

(使用後の点検)

第8条 使用者は、条例第10条の規定により原状に回復したときは、指定管理者の点検を受けなければならない。

(一部改正〔平成17年規則61号・30年31号〕)

(遵守事項)

第9条 使用者又は入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 指定管理者の許可を受けずに地域福祉センターで物品を販売し、又は陳列しないこと。
- (2) 建物又は敷地内において喫煙しないこと。
- (3) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(一部改正〔平成17年規則61号・22年69号・30年31号〕)

附 則

この規則は、平成7年11月24日から施行する。

附 則（平成10年2月12日規則第3号）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている様式は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則の施行の日以後の各施設の使用について承認されている日が改正後の各規則に規定する休館日又は休止日に当たるときは、改正後の各規則の規定にかかわらず、当該日は当該施設の休館日又は休止日としない。

附 則（平成17年6月16日規則第61号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年6月19日規則第70号）

この規則は、豊橋市地域福祉センター条例の一部を改正する条例（平成20年豊橋市条例第54号）の施行の日から施行する。

附 則（平成22年11月30日規則第69号）

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日規則第31号）

この規則は、平成30年6月1日から施行する。ただし、第2条の改正は、同年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

<p style="text-align: center;">豊橋市地域福祉センター使用承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>指定管理者 様</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">団体名</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏 名</p> <p style="text-align: right;">電 話 局 番</p> <p>次のとおり地域福祉センターを使用したいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
使用目的	
使用日時	<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">前 午 後 時 分から</p> <p style="text-align: center;">前 午 後 時 分まで</p>
使用区分	
使用人員	人
備 考	

様式第2（第5条関係）

承認第 号	
豊橋市地域福祉センター使用承認書	
年 月 日	
様	
指定管理者 ㊟	
年 月 日申請の地域福祉センター使用については、次のとおり承認します。	
記	
使用目的	
使用日時	<p style="text-align: center;">前 午 後 時 分から</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">前 午 後 時 分まで</p>
使用区分	
使用人員	人
備 考	

様式第3 (第6条関係)

<p>豊橋市地域福祉センター使用料 減免申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>豊橋市長 様</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者 団体名 氏名 電話</p> <p>次の事由のため、使用料を減額除してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
減免を受けようとする事由及びその額	
使 用 日 時	<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">午後 時 分から 午後 時 分まで</p>
使 用 区 分	
使 用 人 員	人
備 考	

様式第4（第6条関係）

豊橋市地域福祉センター使用承認取消願 年 月 日 指定管理者 様 住所 申請者 団体名 氏名 電話 局 番 次の事由のため、使用承認を取り消してください。 記			
取消しを受けようとする事由			
使用日時	年 月 日	前 午 後	時 分から 前 午 後 時 分まで
使用区分			
使用承認日 年 月 日	年 月 日	承認番号	第 号
備考			